○東京経済大学全学学生会館規則

1975年10月20日

制定

改正 1996年7月19日

1998年12月1日

2000年4月1日

2004年6月1日

2004年7月1日

2006年7月12日

2010年12月15日

(設置及び名称)

第1条 本学大学学則第67条に基づき、本学に学生会館、学生厚生会館及び葵陵会館からなる全学学生会館を置く。

(全学学生会館の目的)

第2条 全学学生会館は、学生の自主的課外活動を発展向上せしむるとともに、学生、教職員並びに校友等本学関係者相互の人間的交流に寄与することを目的とする。

(管理運営)

- 第3条 全学学生会館の基本的管利権は、設置者主体及び教育主体としての大学に属する。
- 2 大学は、前項に抵触しない範囲で全学学生会館の管理運営業務を学生によって選出され、組織 された機関に委嘱する。
- 3 食堂、書籍・文具・食品等店舗及び喫茶室の管理運営は、全学学生会館の他の施設設備と区別して取扱うものとする。

(全学学生会館委員会)

- 第4条 全学学生会館を設置目的にしたがって管理運営するために、大学に全学学生会館委員会を 設ける。
- 2 全学学生会館委員会の規則は、別に定める。

(学生の委員会)

- 第5条 本学が管理運営業務の一部を委嘱するについては学生は、全ての学生の自由な意志を反映 し、円滑かつ公正にこれを行うために委員会を設けるものとする。
- 2 前項による学生の委員会は、大学が公認する学生会、体育会、文化会、新聞会、ゼミナール連合会、葵祭実行委員会、生協学生委員会の7団体よりそれぞれ1名の代表を選出し、構成する。

(協議及び合意)

- 第6条 全学学生会館委員会と学生の委員会は、必要に応じて随時、次に掲げる事項につき協議し、 合意するものとする。
 - (1) 全学学生会館の使用、管理運営に関する事項
 - (2) 全学学生会館委員会、学生の委員会がそれぞれ提出する事項

(業務の所管)

第7条 全学学生会館(食堂、書籍・文具・食品等店舗及び喫茶室を除く。)の管理運営業務は、 学生支援部学生課の所管とする。

(設備の区分)

- 第8条 全学学生会館の諸設備は、その用途にしたがい、次のように区分する。
 - (1) 学生専用設備
 - ア 学生団体室・サークル部室
 - (2) 共用設備又は施設
 - ア 葵陵会館1・2階の各ラウンジ
 - イ 葵陵会館3階の小ホール・各集会室
 - ウ 学生厚生会館1階の学生ラウンジ
 - エ 学生厚生会館3階の各和室・ミーティングフロア
 - オ 学生会館地階の共同印刷室、各音楽練習室
 - カ 学生会館4階の各音楽練習室兼会議室
 - キ 食堂・書籍・文具・食品等店舗

(学生専用設備)

第9条 前条第1号の学生専用設備は、学生諸団体が主として使用する。

(共用設備)

- 第10条 第8条第2号のうち、ラウンジ、食堂、ミーティングフロア、書籍・文具・食品等店舗を 除いては、学生、教職員、校友その他本学関係者が、その必要に応じ、その都度期日、時間を 特定した上で使用するものとする。
- 2 第8条のうち、ラウンジ、食堂、ミーティングフロア、書籍・文具・食品等店舗は、本学関係者が自由に利用するものとする。

(全学学生会館の使用)

第11条 全学学生会館の使用については、別に定める使用細則によるものとする。

(費用負担)

第12条 全学学生会館施設、設備の維持(光熱水費、清掃費などを含む。)、改修にかかわる費

用以外は、原則として大学は費用を負担しない。ただし、食堂、書籍・文具・食品等店舗及び 喫茶室の費用負担については、別に定めるところによるものとする。

- 2 全学学生会館の使用にかかわる前条以外の費用及び学生の委員会の活動に要する費用は、それ ぞれにおいて自己負担するものとする。
- 3 本学関係者以外に臨時に全学学生会館使用を許可するときは、相応の使用料を納入させる。 (改廃)
- 第13条 この規則の改廃は、学生の委員会の意見を聞いた上で、全学学生会館委員会の発議に基づき、学生委員会の議を経て、代議員会が行う。

付 則

この規則は、1975年(昭和50年)10月20日から施行する。 付 則

この規則は、1996年(平成8年)7月19日から改正施行する。 付 則

この規則は、1998年(平成10年)12月1日から改正施行する。 付 則

この規則は、2000年(平成12年)4月1日から改正施行する。 付 則

この規則は、2004年(平成16年)6月1日から改正施行する。 付 則

この規則は、2004年(平成16年)7月1日から改正施行する。 付 則

この規則は、2006年(平成18年)7月12日から改正施行する。 付 則

この規則は、2010年(平成22年)12月15日から改正施行する。